

# マイナンバーカードを 保険証としてご利用できます

当院では、マイナンバーカードによる健康保険証資格の確認（オンライン資格確認）がおこなえます。

ご利用の方は、受付窓口に設置の顔認証端末にて、マイナンバーカードをご提示ください。

## □マイナ保険証としてできること

- ▷健康保険証の換わりになる※1
- ▷処方されたお薬の情報を取得※2
- ▷特定健診等の情報を取得※2
- ▷初診料が低くなる

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

マイナ保険証利用時（加算2）：初診時（月一回）2点

従来型保険証利用時（加算1）：初診時（月一回）4点

※1 マイナンバーカードをお持ちでなくても、従来型保険証にて受診可能です  
公的負担医療制度をご利用の方は、各種証書のご提示が引き続き必要です

※2 各種情報の取得は、ご利用者様の同意のもとに行われます

～ 詳細は当院スタッフまでお問い合わせください～

当院では、マイナンバーカードにより得られる診療情報をもとに、質の良い医療を提供できるよう努めております。

マイナンバーカードの保険証利用にご協力をお願い致します。

マイナンバーカードの詳細については下記Webサイトをご覧ください

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>